

小川駅西口新公共施設等の概要

1 小川駅西口新公共施設等に係る概略

(1) 市が取得する施設

- ・小川駅西口地区では、組合施行による再開発事業が進められている。
- ・この再開発事業により、施設建築物（再開発ビル）や駅前広場等が整備される。
- ・市では、以下の施設を取得する。

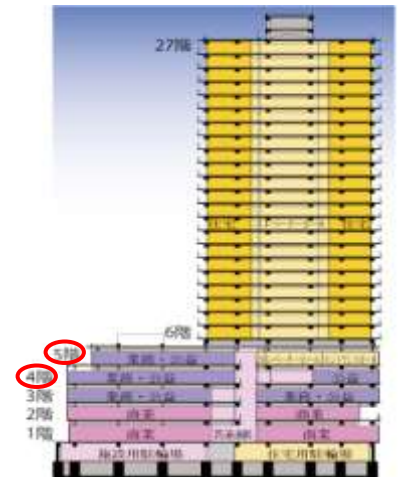
- ・公共床（3,352.08 m²）… 再開発ビルの4階・5階の一部
- ・（仮称）小川にぎわい広場（999.55 m²）… 再開発区域の北西側の広場



再開発区域（約1.2ha）



再開発ビルのイメージ（小川駅西口地区市街地再開発組合ホームページより）



(2) 新公共施設（公共床に整備する施設）の機能

既存の施設から 移転する機能	西部市民センター（西部出張所、小川西町図書館・公民館） 市民活動支援センター（あすぴあ） 男女共同参画センター（ひらく）	「小平元気村おがわ東」内に 所在する施設（機能）
新たな機能	キッズスペース、個人向け貸出スペース、 音楽スタジオ、カフェ等	

(3) コンセプト（整備基本計画や基本設計で示している事項）

- ・多世代の多様な活動が重なり合う
- ・回遊や滞在による、にぎわいの創出
- ・本と多様な活動が重なり合う創造空間

2 昨年度までの流れ

令和元年度	■小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画 《計画策定に向けて行った市民参加等》 ・中央・小川デザインカフェ（ワークショップ） ・利用者・利用団体ヒアリング ・アンケート、出前授業 ・素案の方向性（オープンハウス、説明会） ・素案（市民説明会、意見募集（パブリックコメント））
令和2年度	■小川駅西口公共床の基本設計レイアウト（完成版） 《基本設計に向けて行った市民参加等》 ・基本設計レイアウト案 意見募集 ・基本設計修正レイアウト案 意見募集 《基本設計の周知等で行った市民参加等》 ・オープンハウス（広場に係るアンケート同時実施）
令和3年度	■小川駅西口公共床の実施設計（令和3年1～令和4年1月） ・実際の施工に向けた詳細な設計を実施
令和4年度	■（仮称）小川にぎわい広場 概略設計 《広場の整備計画、概略設計に向けて行った市民参加等》 ・ワークショップ ・アンケート ・オープンハウス（同時期に2回目のアンケート実施）
	■「小川駅西口新公共施設等の管理運営に係る検討の方向性」 ・関係団体等との意見交換（6～7月） ・オープンハウスで展示等（1月）
	権利変換期日（令和5年2月25日）
令和5年度	（再開発ビル工事関係） ・既存建物解体工事（5月～） ・再開発ビル建築工事（12月～）
	■小川駅西口新公共施設取得に係る譲渡契約締結 ・6月議会で議決（譲渡契約締結の議案） ・再開発組合から市への譲渡契約を締結（支払いは引渡し後） ・契約金額 35億8,275万円
	■気運醸成に係る事業（「小川 シン・公共施設 プレ事業」と銘打って実施） ・男女共同参画事業（9月9日） ・小川西町公民館講座（10～3月 計7回予定） ※他にも、ひらく 20周年記念事業やあすぴあ主催の事業（交流サロン）など、気運醸成につながる取組あり。
	■「小川駅西口新公共施設等の管理運営に係る概要事項」 ・たたき台について、関係団体等との意見交換（11～12月） ・案について公共施設マネジメント推進委員会等で意見聴取 ・確定版を市ホームページで公表（3月） ※4ページに掲載している概略をご参照ください
	■（仮称）小川にぎわい広場 実施設計

3 今年度以降のスケジュール（予定）

令和6年度	■ 条例制定（議案提出） ・ 新たな公共施設の設置条例を制定するため、議案を提出
	■ 指定管理者の公募 ・ 施設等を管理運営する指定管理者の候補者を選定する
令和7年度	■ 指定管理者の指定（議案提出）
令和8年度以降	再開発ビル竣工
	■ 小川駅西口新公共施設 引渡し（令和8年8月予定） ■ 新公共施設開設、（仮称）小川にぎわい広場供用開始



新公共施設のイメージ（吹き抜け周辺）



（仮称）小川にぎわい広場のイメージ（再開発区域北西側からの視点）

『小川駅西口新公共施設等の管理運営に係る概要事項』（令和6年3月公表）の概略

1 コンセプト

- ・多世代の多様な活動が重なり合う
- ・回遊や滞在による、にぎわいの創出
- ・本と多様な活動が重なり合う創造空間

2 条例

- ・新公共施設のうち、出張所を除いた部分（広場含む）について、新たな条例を制定する
- ・既存施設に係る条例と新条例の関係等は、今後検討、整理する

3 開館時間、開館日

- ・出張所は、西部出張所と同じ
- ・図書館等（出張所以外）は、機能ごとには分けずに、エリア全体で統一的な開館時間や開館日を設定することも視野に入れて検討

4 管理運営主体

- ・公民館事業の企画運営を除き、指定管理者制度を導入する
（タテ割りでない、一体的な管理運営のスムーズな実現を期待）
- ・公民館事業の企画運営は市の直営とする
- ・出張所は引き続き、市の直営とする

5 施設利用のルール

- ・新複合施設は、全体として各機能（図書館、公民館等）を包含した複合的な施設空間であり、単一機能の専用部分は原則として設けない
- ・多様な利用者が利用しやすいルール設定を検討していく

6 複数機能の相乗効果

- ・新複合施設には複数の機能が混在することを踏まえ、それぞれの特性を生かした相乗効果の創出をめざす

7 市民協働・市民参加等

- ・施設の開設前に、愛称募集等の形で広く市民が参加できる機会を設けることも検討する
- ・クラウドファンディングなどの手法も、幅広い視野で検討する

※「小川駅西口新公共施設の管理運営に係る概要事項」
の全文はこちらからご覧いただけます。

